

令和 7 年度 只見町会計年度任用職員
只見町地域おこし協力隊「自然首都・只見観光振興協力隊」募集要項

1. 趣旨

只見町では、自然首都・只見を宣言し恵まれた自然環境を観光交流の軸として、地域の観光資源等を学び観光交流事業に従事しながら、地域の活性化に取り組む人材を下記のとおり募集します。

2. 募集人員

(1) アウトドア事業推進及び情報発信事業担当 2 名

3. 業務内容

- (1) 地域の情報収集、地域資源の掘り起こし等に関すること。
- (2) 地域の情報発信業務の企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の観光イベントの運営及び支援に関すること。
- (4) 地域資源を使った商品の開発及び販売支援活動に関すること。
- (5) 移住・定住政策に関すること。
- (6) 農林水産業の振興支援活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動に関すること。

上記を基本業務としますが、

- ① アウトドア事業推進は、町が推進するアウトドア事業（カヤック・サイクリング）の地域おこしとなる事業化及び商品化に関する業務に意欲的に取り組む人材を募集します。
- ② 情報発信事業推進は、地域おこしとなる町内の観光情報発信活動（観光イベント実施協力等）、JR只見線、町の日常等をHP・SNS等を活用し、国内外に魅力的に情報発信による町の知名度向上、誘客促進を実施する業務（着地型旅行等）、移住・定住の推進を図る業務について、意欲的に取り組んでいただける人材を募集します。

4. 募集条件

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に在籍し、採用決定後は速やかに只見町に住所登録し生活拠点を移すことのできる方。（※総務省 特別交付税措置に係る地域要件確認表参照）
- (2) 概ね20歳以上の者で、心身ともに健康な方
- (3) 普通自動車運転免許（オートマ限定可）を有する方又は着任までに取得できる方
- (4) パソコン（電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等）の一般的な操作ができる方
- (5) 田舎暮らしを楽しみながら積極的に活動に取り組める方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (7) アウトドア事業推進は、アウトドア（カヤック・サイクリング等）に経験や知識がある方、有資格者優遇。店舗等の運営に関心があり、積極的に取り組む意欲のある方。
- (8) 情報発信事業推進は、SNSに関する知識や投稿経験を持つ方を歓迎します。只見町に

愛着や関心を持っている方。

5. 勤務条件

- (1) 任用開始 令和7年11月以降（予定）

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

※期間は、採用決定後最低1年以上の勤務を前提とし、最長3年を限度に再任可能です。

- (2) 報酬等 只見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めるところによります。

※月額：金 217,350円～（月21日勤務の場合）

※通勤手当有

※期末手当等が条件に応じ支給されます。

※有資格者は次の通り加算があります。

資 格 等	加算号給等
国内旅行業取扱管理者	1号給
キャンプインストラクター ※(公社)日本キャンプ協会認定	1号給
JRCAインストラクター ※日本レクリエーションカヌー協会公認	1号給

- (3) 勤務先 只見町内

（※主たる勤務地：（株）只見町観光公社、只見町交流推進課）

- (4) 勤務時間 原則として1週あたり5日の勤務とし、労働時間の目安を37時間30分と定めるフレックスタイム制（支援組織の指示に従うことを原則とします。）とします。

(5) 待遇・福利厚生

- ①活動期間中の居住する住宅料は町が負担（5万円/月 上限）しますが、光熱水費・通信費は自己負担とし生活備品等は準備願います。
- ②業務に係る車輛、消耗品、研修旅費等活動費は、予算の範囲内で町が負担します。
- ③社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇（有給休暇）は基準法等関係法令によります。
- ④転居するにあたり必要な費用は個人の負担とします。

6. 応募手続

- (1) 受付期間 令和7年11月28日（金） 17：00まで

※選考は応募順に随時行い、募集定員になり次第受付を終了します。

- (2) 提出書類 「自然首都・只見観光振興協力隊」応募用紙に必要事項を記入し、写真添付のうえ電子メールもしくは郵送にてご応募ください。

7. 選考方法

- (1) 1次選考 提出書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。
- (2) 2次選考 1次選考合格者に対し面接を行います。（1次選考に合格された方のみ、2次選考の日時・場所を個別にご連絡いたします。）
- (3) 選考結果 2次選考終了後、文書で通知します。（採用時期については、受け入れ準

備が整い次第、速やかに着任していただきます。)

8. その他

募集に関する質問は、下記へファックス、メール又は郵送で行ってください。

9. 応募・問い合わせ先

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町役場交流推進課

(電話) 0241-82-5240 (FAX) 0241-82-2117

(メールアドレス) ksk@town.tadami.lg.jp